

【東根市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応臨時給付金】

住民税の均等割のみが課税となる収入等の目安などについて

令和5年度住民税の均等割のみ課税（※）となる収入の目安は、以下の表のとおりです。
 ※所得割は課税されないが、均等割は課税される人

【給与収入のみの場合】

家族構成例	均等割のみ課税される場合の給与【収入】の範囲	均等割のみ課税される場合の給与【所得】の範囲
単身 または 扶養親族なし	93万円 を超え 100万円 以下	38万円 を超え 45万円 以下
配偶者や子などを 1人 扶養している	138万円 を超え 170.4万円 未満	83万円 を超え 112万円 以下
配偶者や子などを 2人 扶養している	168.4万円 以上 221.6万円 未満	111万円 を超え 147万円 以下
配偶者や子などを 3人 扶養している	210.4万円 以上 271.6万円 未満	139万円 を超え 182万円 以下

【年金収入のみの場合】

家族構成例	均等割のみ課税される場合の年金収入の範囲【65歳未満】	均等割のみ課税される場合の年金収入の範囲【65歳以上】
単身 または 扶養親族なし	98万円 を超え 105万円 以下	148万円 を超え 155万円 以下
配偶者を扶養している	147万3334円を超え 186万円 以下	193万円 を超え 222万円 以下

※「所得割」と「均等割」については、以下の図を参考にしてください。

対象：両方を満たす世帯

